

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和2年3月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

3番、佐々木慶一君及び5番澤山美恵子君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会は、本日から3月19日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの15日間と決定いたしました。

○

日程第3 諸般の報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめ手元に配付しておりますので、ごらん願います。

次に、本日まで受理した請願は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付の請願文書のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

なお、陳情につきましては、お手元に配付の資料のとおりですので報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会、岩手県沿岸南部広域環境組合議会、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告については、お手元に配付しております概要報告の

とおりですので、ごらん願います。

○

日程第 4 町長並びに教育長施政方針演述

○議長（小松則明君） 日程第 4、町長並びに教育長の施政方針演述を行います。

初めに、町長の演述を求めます。町長、御登壇願います。

○町長（平野公三君） [演述書のとおり]

○議長（小松則明君） 次に、教育長の演述を求めます。教育長、御登壇願います。

○教育長（伊藤正治君） [演述書のとおり]

○議長（小松則明君） 午前11時まで休憩いたします。

休 憩

午前10時51分

○

再 開

午前11時00分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第 5 報告第 1号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第 6 報告第 2号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第 7 報告第 3号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第 8 報告第 4号 「第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る報告について

日程第 9 報告第 5号 「大槌町食育推進計画（第2次）」の変更に係る報告について

日程第10 議案第 4号 大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第 5号 大槌町職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第 6号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第 7号 大槌町財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第 8号 大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第 9号 大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

て

- 日程第16 議案第10号 大槌町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第15号 大槌町水産物生産流通施設の管理を行う指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第16号 大槌町文化交流センターの管理を行う指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて
- 日程第24 議案第18号 令和元年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて
- 日程第25 議案第19号 令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて
- 日程第26 議案第20号 令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについて
- 日程第27 議案第21号 令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて
- 日程第28 議案第22号 令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第29 議案第23号 令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについて
- 日程第30 議案第24号 令和2年度大槌町一般会計予算を定めることについて
- 日程第31 議案第25号 令和2年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて
- 日程第32 議案第26号 令和2年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて
- 日程第33 議案第27号 令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定める

ことについて

日程第34 議案第28号 令和2年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

日程第35 議案第29号 令和2年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてから日程第35、議案第29号令和2年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまで31件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 令和2年3月大槌町議会定例会における報告5件、議案26件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、大槌町斎場敷地造成工事の変更契約に関し専決処分をしたことから報告するものであります。

報告第2号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、津波復興拠点整備事業A地区整備工事（安渡地区）その2の変更契約に関し専決処分をしたことから報告するものであります。

報告第3号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、町道小鎚線外舗装繕繕工事の変更契約に関し専決処分をしたことから報告するものであります。

報告第4号「第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る報告については、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から令和元年度までの第1期計画を策定しており、その計画が最終年度を迎えることから、子ども・子育て会議及びパブリックコメントにより意見等を踏まえ、第2期計画を策定したものであります。

報告第5号「大槌町食育推進計画（第2次）」の変更に係る報告については、食育基本法に基づき平成26年度に大槌町食育推進計画第2次を9カ年計画で策定しており、今年度が中間年度に当たることから中間評価を実施するとともに中間見直しを行うものであります。

議案第4号から議案第10号までは、条例の一部改正の条例提案となっております。

議案第4号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例については、大槌町組織・定数計画等に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第5号大槌町職員定数条例の一部を改正する条例については、大槌町組織定数計画等に基づき、職員定数を段階的な見直しを行うものであります。

議案第6号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、平成29年法律第29号に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号大槌町財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、公共下水道及び漁業集落排水処理事業に地方公営企業法の全部を適用した関係上、企業会計化することに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

議案第8号大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、令和元年法律第37号に伴い、所要の改正を実施するものであります。

議案第9号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、岩手県道路占用料徴収条例の改正に基づきまして、所要の改正を行うものであります。

議案第10号大槌町監査委員条例の一部を改正する条例については、地方自治法等の一部を改正する法律、平成29年法律第54号に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号から議案第14号までは、工事請負契約の締結についてとなっております。

議案第11号工事請負契約の締結については、運動施設整備工事（その1）に係る契約となっております。

議案第12号工事請負契約の締結については、運動施設整備工事（その2）に係る契約となっております。

議案第13号工事請負契約の締結については、吉里吉里地区雨水排水路整備工事に係る変更契約であります。

議案第14号工事請負契約の締結については、町道花輪田9号線道路改良工事に係る変更契約となっております。

議案第15号大槌町水産物生産流通施設の管理を行う指定管理者の指定については、大槌町水産物生産流通施設の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により、本施設の指定管理者に管理させるためのものであります。

議案第16号大槌町文化交流センターの管理を行う指定管理者の指定については、大槌町文化交流センター条例第12条第1項の規定により、本施設を指定管理者に管理させる

ものであります。

議案第17号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについては、徳並辺地において公共的施設を整備するため、当該計画を定めるものであります。

議案第18号から議案23号までにつきましては、各会計の令和元年度補正予算となっております。

議案第18号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについては、今年度の復興交付金事業等の事業費精査に伴う減額補正となっており、歳入歳出予算から23億6,515万7,000円を減額し、歳入歳出総額を270億1,501万9,000円とするものであります。第2条では繰越明許費の追加23件、変更2件の補正、第3条では債務負担行為の変更1件の補正並びに第4条では地方債の追加1件、変更3件の補正となっております。

議案第19号令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、一般被保険者に係る療養給付費等の増によりまして、歳入歳出予算に3,210万6,000円を追加し、歳入歳出総額を18億5,864万4,000円とするものであります。

議案第20号令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについては、復興交付金事業で施工いたしました下水道事業における今年度事業費精査により、歳入歳出予算から2億8,797万2,000円を減額し、歳入歳出総額を14億4,068万7,000円とするものであります。なお、第2条では、繰越明許費の追加1件、第3条では地方債の変更1件の補正となっております。

議案第21号令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、復興交付金事業で施工する漁業集落排水処理事業における今年度事業費精査によりまして、歳入歳出予算から6億1,943万5,000円を減額し、歳入歳出総額を6億9,801万8,000円とするものであります。第2条では繰越明許費の追加1件、第3条では地方債の変更1件の補正となっております。

議案第22号令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、後期高齢者医療広域連合納付金の減によりまして、歳入歳出予算から189万1,000円を減額し、歳入歳出総額を1億2,997万4,000円とするものであります。

議案第23号令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについては、収益的支出が筋山配水池解体工事等による増額、資本的支出は災害復旧費等の建設改良費に係る工事請負費等の減額であります。収益的収入及び支出において、収入予定

額から284万1,000円を減額し、予定額総額を3億5,061万5,000円に、支出予定額に979万円を増額し、支出予定額を3億9,984万5,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出において、収入予定額から2億1,731万5,000円を減額し、予定額総額を5億1,284万8,000円とするとともに、支出予定額から1億9,877万1,000円を減額し、予定額総額を6億1,004万7,000円とするものであります。なお、第4条では、企業債の変更2件の補正となっております。

議案第24号から議案第29号については、各会計の令和2年度当初予算となっております。

議案第24号令和2年度大槌町一般会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を114億600万円と定めるものであります。第2条では債務負担行為6件、第3条では地方債14件となっております。

議案第25号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を16億6,020万2,000円と定めるものであります。

議案第26号令和2年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を15億3,061万5,000円と定めるものであります。

議案第27号令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を1億2,553万6,000円と定めるものであります。

議案第28号令和2年度大槌町水道事業会計予算を定めることについては、収益的収入及び支出の予定額を収入で4億2,904万2,000円、支出で4億7,810万4,000円と定めるものであります。また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入で1億1,128万3,000円、支出で2億1,202万2,000円と定めるものであります。第5条では企業債2件となっております。

議案第29号令和2年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについては、収益的収入及び支出の予定額を公共下水道事業においては収入で7億4,008万3,000円、支出で8億9,431万3,000円、漁業集落排水処理事業では、収入で2億3,877万8,000円、支出で3億1,363万4,000円と定めるものであります。また、資本的収入及び支出の予定額は、公共下水道事業においては収入で3億6,970万円、支出で4億1,511万5,000円、漁業集落排水処理事業では収入で9,552万5,000円、支出で1億1,303万2,000円と定めるものであります。なお、第5条では債務負担行為2件、第6条では企業債2件となっております。

以上、一括で提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

す。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局からの説明は終わりました。

皆様にお諮りいたします。

後日予定しております予算特別委員会において、議事をスムーズに進行するため、前もって資料請求を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、9日月曜日、午後5時までに必要な資料名を議会事務局へ申し出てください。

あす6日から9日までは議案思考のため休会とし、10日火曜日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

本日は御苦労さまでございました。

散 会 午前11時15分